

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税に関する事務(市民税、固定資産税等に係る賦課徴収、調査等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、地方税に関する事務(市民税、固定資産税等に係る賦課徴収、調査等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和5年4月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務(市民税、固定資産税等に係る賦課徴収、調査等)
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収等に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1、住民・国税庁等からの申告情報及び届出等による課税管理業務 (市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税) 2、課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3、滞納者情報による滞納整理を行う滞納管理業務 4、住民からの要請に応じ、賦課収納情報から市税に関する証明書等を発行する。</p> <p>【内容】 申告・届出または調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納付された税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後に、滞納整理を行う。 1、課税対象者情報の準備 2、申告等情報の受理 3、他自治体等から平塚市への調査回答、平塚市から他自治体等への税務調査実施 4、申告等に基づき、賦課徴収を行う。 5、住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 6、課税内容について納税者義務者へ納税通知書を送付する。 7、住民・給与支払者等からの各種申請・届出書の受理 8、減免申請書の受理及び承認または却下の決定ならびに通知 9、他市課税者の資料回送 10、賦課収納情報から市税に関する証明書等を発行する。 11、納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 12、口座振替により納付したことについて、金融機関からの情報を基に確認する。 13、納付額が課税額より多い場合、超過額の還付を行う。 14、納税者からの納付がない場合や納付額より少ない場合、納税者に督促状を送付する。 15、督促した納税者から納付がない場合や、納付額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。 16、公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。</p>
③システムの名称	税総合システム 国税連携システム 審査システム(eLTAX) 滞納管理システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム コンビニ交付証明書発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.市民税・県民税ファイル 2.軽自動車税ファイル 3.固定資産税・都市計画税ファイル 4.収納管理ファイル 5.滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第1(第16項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第27項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	納税課、市民税課、固定資産税課
②所属長の役職名	納税課長、市民税課長、固定資産税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463) 21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 総務部 納税課 税制担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463) 21-8769

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	評価実施機関における担当部署(2)所属長	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 山田 忠宏、固定資産税課長 宮代 孝良	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月28日	評価実施機関における担当部署(2)所属長	納税課長 間宮 芳夫、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	税総合システム 国税連携システム 審査システム(eLTAX) 滞納管理システム 中間サーバ 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム	税総合システム 国税連携システム 審査システム(eLTAX) 滞納管理システム 中間サーバ 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム コンビニ交付証明書発行システム	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムにコンビニ交付証明書発行システムを追加するもの、本項目については事後で足りるもの任意
平成28年1月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,117,120(項)	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,117,120(項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成28年4月28日	評価実施機関における担当部署(2)所属長	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 小泉 一郎	納税課長 飯田 健一、市民税課長 遠藤 正人、固定資産税課長 藤 伊三美	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85(の) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120(項)	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85(の) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120(項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和2年2月18日	II しいき債判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年1月23日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和2年2月18日	II しいき債判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年1月23日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和2年9月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85(の) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120(項)	(特定個人情報の開示ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第27項) 番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1項) 12,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,3,9,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85(の) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121(項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正による変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和2年2月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	[追加記載]	16. 公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため、(中間サーバ)に蓄積されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの発端はなし。
令和2年2月18日	II しいき債判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月23日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和2年2月18日	II しいき債判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月23日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	令和5年2月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和2年4月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第48条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の3、第59条の4	番号法別表第20の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第13条、第15条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条の3、第45条の4、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の4	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月28日	II しいき債判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和2年4月28日	II しいき債判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更